

後期高齢者医療制度保険料額について (令和8年度)

◎保険料の計算 令和8年度は下記のとおりとなります。

1 合計 (2基礎賦課額 + 3子ども・子育て支援納付金賦課額)

保険料 (年額) 賦課限度額 87万1,000円	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 66,304円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 1 × 所得割率 11.75%
--	---	--	---	---

(内訳)

2 基礎賦課額 (医療分)

医療分保険料 (年額) 賦課限度額 85万円	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 64,931円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 1 × 所得割率 11.51%
--	---	--	---	---

2年に一度大阪府後期高齢者医療広域連合が保険料率及び賦課限度額を見直します。

3 子ども・子育て支援納付金賦課額 (子ども分)

子ども分保険料 (年額) 賦課限度額 21,000円	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 1,373円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 1 × 所得割率 0.24%
--	---	---	---	--

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療分と合わせて子ども子育て支援金分 (子ども分) が保険料として徴収されます。

今回の改定は、現役世代の負担増を抑制するための高齢者負担率引上げ、診療報酬のプラス改定による医療費増加、子ども・子育て支援金制度創設などにより保険料が引上げとなります。すべての方が安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」を今後も持続可能なものにするともに、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・社会全体で支えるためのものですので、ご理解・ご協力をお願いします。

*1 賦課のもととなる所得金額は、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額43万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

主な「賦課のもととなる所得金額」の算定方法	
1) 給与の場合	(給与収入金額 - 給与所得控除額) - 基礎控除額 (43万円)
2) 公的年金の場合	(年金収入金額 - 公的年金等控除額) - 基礎控除額 (43万円)
3) その他の場合	(収入金額 - 必要経費) - 基礎控除額 (43万円)
・複数の所得がある場合、基礎控除額の適用は一度のみとなります。	

◎保険料の軽減

① 被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額 (64,931円) が軽減されます。

	所得の判定区分	軽減割合
①	世帯 (同一世帯内の被保険者と世帯主) の総所得金額等が、基礎控除額 (43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 (注) - 1) を超えないとき	7割 ※2
②	世帯 (同一世帯内の被保険者と世帯主) の総所得金額等が、基礎控除額 (43万円) + 31万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 (注) - 1) を超えないとき	5割
③	世帯 (同一世帯内の被保険者と世帯主) の総所得金額等が、基礎控除額 (43万円) + 57万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 (注) - 1) を超えないとき	2割

*2 7割軽減に相当する方は、医療分の均等割額が、さらに0.2割上乘せした7.2割が均等割額より軽減されます。

(注) 給与所得等とは次のいずれかの条件を満たす方です。

ただし、条件を満たす方が2人以上いる場合に計算に反映します。

- (1) 給与等の収入額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※ 軽減に該当するかどうかを判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※ 国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

② 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、**所得割は課されず、資格取得後2年間は被保険者均等割額も5割軽減**されます。

※ 国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※ 世帯の所得が低く、被保険者均等割額の7割軽減に該当の方は、そちらが優先されます。